

規制影響分析書要旨

規制の名称	保健師籍等及び薬剤師名簿の登録抹消等の制限	
主管部局・課室	医政局看護課	
関係部局・課室	医薬食品局総務課	
評価実施時期	平成19年12月	
規制の新設・改廃の内容・目的	罰金以上の刑に処せられたこと、医事若しくは薬事に関し犯罪又は不正があったことなどを理由として厚生労働大臣が処分を行おうとする場合に、行政処分を回避する目的で免許を自主的に返上することができないよう、厚生労働大臣は、保健師等若しくは薬剤師が処分の手続に付された場合には、その手続が終了するまでは、当該保健師等若しくは薬剤師の登録を抹消できない旨の規定を新設する。	
	(根拠条文)	保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第16条 薬剤師法(昭和35年法律第146号)第10条
想定される代替案	免許の返上の申請があった場合に、その申請が行政処分を回避するための返上でないかを精査するため、申請者に対する調査を実施し、罰金以上の刑や医事に関し不正が疑われる場合は、申請を認めないこととする。	
想定される費用	新設・改廃する規制案	代替案
(遵守費用)	処分事由が発生した際は、保健師等及び薬剤師は処分に付されることが当然に予定されており、新たな費用が発生するものではない。	新たな費用の増減は発生しない。
(行政費用)	新たな費用の増減は発生しない。	全ての免許返上の申請者について行政処分の回避を目的とするものか否かを確認するためには、個々に調査を行うための事務費用が発生する。
(その他の社会的費用)	新たな費用の増減は発生しない。	新たな費用の増減は発生しない。

想定される便益	新設・改廃する規制案	代替案
(国民への便益)	<p>保健師等や薬剤師に対する行政処分の実効性が高まるとともに、行政処分を受けた保健師等や薬剤師には再教育研修が課せられることとなっており、これら医療従事者の資質の維持・向上が一層推進され、国民にとって安心、安全な医療の確保が図られる。</p>	<p>行政処分を回避するための免許の自主返上を行った場合でも、申請者の調査を行うことで、行政処分を回避する目的で申請を行う者を排除することが可能であり、このような措置により、行政処分の回避を目的とした不当な免許の自主返上が減少し、保健師等や薬剤師に対する行政処分の実効性が高まるとともに、行政処分を受けた保健師等や薬剤師には再教育研修が課せられることとなっており、これら医療従事者の資質の維持・向上が一層推進され、国民にとって安心、安全な医療の確保が図られる。</p>
分析結果	<p>本規制を新設することにより、行政処分の実効性が担保され、保健師等や薬剤師といった医療従事者の資質の維持が確実なものとなる。また、処分事由に該当する保健師等や薬剤師は行政処分に付されることが当然に予定されているので、予見し得ない不利益を課すものではない。</p> <p>一方、代替案では、不当な目的をもって行われる自主返上であるか否かを確認するための事務費用を要することとなるとともに、調査を受ける免許返上者に大きな不利益を課すことになる。</p> <p>よって、今般新設する規制のように、一定の時期に限り自主返上を制限する方がより適切であると考えられる。</p>	
有識者の見解その他関連事項	<p>同様の規定の整備については、医師及び歯科医師に関し、「医師等の行政処分のあり方等に関する検討会報告書」(平成17年12月)において、「行政処分を避ける目的で、行政処分の可能性がある医師等が処分決定前に免許を自主的に返上した場合、行政処分は実施されず、かつ、現行法規では再免許交付を妨げる明確な規定がない。こうした事例に対応できる手続の整備が必要である。」(同報告書7頁)との指摘がなされており、医療法施行令等の一部を改正する政令(平成19年政令第9号)により、医師法施行令(昭和28年政令第382号)第7条及び歯科医師法施行令(昭和28年政令第383号)第7条として、行政処分前に免許の自主返納を制限する規定が新設されている。</p>	
一定期間経過後の見直し(レビュー)を行う時期又は条件	<p>社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要があると認めるときは、検討を行うとともに、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされている。</p>	
備考	-	